

令和 5 年第 1 回
美唄市議会定例会会議録
令和 5 年 3 月 6 日（月曜日）
午前 10 時 00 分 開会

◎議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般報告
- 第 4 議長報告
- 第 5 市政報告
- 第 6 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第 7 報告第 1 号 例月出納検査結果報告
- 第 8 報告第 2 号 例月出納検査結果報告
- 第 9 報告第 3 号 例月出納検査結果報告
- 第 10 報告第 4 号 例月出納検査結果報告
- 第 11 報告第 5 号 定期監査報告
- 第 12 報告第 6 号 行政監査報告
- 第 13 議案第 5 号 令和 4 年度美唄市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 14 議案第 17 号 美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 第 15 議案第 18 号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 16 議案第 19 号 美唄市基金条例の一部改正の件
- 第 17 議案第 20 号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件
- 第 18 議案第 21 号 美唄市医療費助成条例の一部改正の件
- 第 19 議案第 22 号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

- 第 20 議案第 23 号 美唄市介護保険条例の一部改正の件
- 第 21 議案第 6 号 令和 4 年度美唄市一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 22 議案第 7 号 令和 5 年度美唄市一般会計予算
- 第 23 議案第 8 号 令和 5 年度美唄市民バス会計予算
- 第 24 議案第 9 号 令和 5 年度美唄市国民健康保険会計予算
- 第 25 議案第 10 号 令和 5 年度美唄市介護保険会計予算
- 第 26 議案第 11 号 令和 5 年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第 27 議案第 12 号 令和 5 年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第 28 議案第 13 号 令和 5 年度市立美唄病院事業会計予算
- 第 29 議案第 14 号 令和 5 年度美唄市水道事業会計予算
- 第 30 議案第 15 号 令和 5 年度美唄市工業用水道事業会計予算
- 第 31 議案第 16 号 令和 5 年度美唄市下水道事業会計予算

◎出席議員（14 名）

議 長	金 子 義 彦 君
副議長	桜 井 龍 雄 君
1 番	森 明 人 君
2 番	伊 藤 真 久 君
3 番	齋 藤 久美夫 君
4 番	山 上 他美夫 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	山 崎 一 広 君

7番	川上美樹君
8番	楠徹也君
9番	松山教宗君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市	長	板東知文君
副市	長	市川厚記君
総務部	長	猪谷憲恭君
市民部	長	松田公史君
保健福祉部	長	川西勝幸君
経済部	長	土屋貴久君
都市整備部	長	清水真史君
市立美唄病院事務局	長	今澤清隆君
消防	長	菅原利彦君
総務部総務課	長	平野太一君
総務部総務課	長補佐	新宗晃君

教育委員会	教育長	石塚信彦君
教育委員会	教育部長	阿部良雄君

選挙管理委員会	委員長	中田礼治君
選挙管理委員会	事務局長	日下聡君

農業委員会	会長	今田邦彦君
農業委員会	事務局長	高橋修也君

監査委員		西尾正君
監査事務局	長	橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局	長	村谷昌春君
-----	---	-------

次 長 門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をもって招集されました令和5年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 森明人議員

13番 小関勝教議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月24日までの19日間とし、うち、3月7日ないし9日、3月11日及び12日、3月14日ないし23日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議長報

告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

●市長板東知文君（登壇） 令和5年第1回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「職員の新型コロナウイルス感染」について申し上げます。

令和5年1月27日の市政報告以降から昨日までの間、北海道岩見沢保健所により、本市職員4名の感染が確認されましたが、業務において市民との接触がないことを確認し、その後、自宅療養等を経て、職場復帰しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応」について申し上げます。

北海道では、2月15日の対策本部会議において、基本的な感染防止対策を維持するとともに、「マスクの着用については、3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする」ことを決定し、周知を行っていくこととしています。

市としましては、このような道の動向を踏まえ、3月1日の対策本部会議において、基本的な感染防止対策を継続するほか、マスク着用についても道と同様に取り組みを進めていくこととしております。

また、本定例会におきましては、令和4年度補正予算として、新型コロナウイルス感染

症及び世界情勢等の影響によるエネルギー価格の高騰を受け、施設の指定管理料に係る予算を新たに提案するとともに、令和5年度当初予算において、国の総合経済対策及び令和5年度予算案を踏まえ、必要な感染症対策予算を提案するものであります。

今後とも、市民の皆様が一日でも早く通常の生活や事業活動を取り戻すことができるよう、職員と一丸となって「市民の命と暮らしを守る」対策を切れ目なくしっかりと講じてまいります。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの接種」について申し上げます。

「オミクロン株対応2価ワクチン」の接種につきましては、接種対象者約18,000名のうち、接種要件を満たした17,206名に接種券を発送し、順次接種を進めているところであります。

今後のワクチン接種の在り方につきましては、国の動向をしっかりと見極めながら、必要な対応を行ってまいります。

次に、「ゼロカーボンシティ宣言」について申し上げます。

国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、北海道においても、「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しているところであります。

本市においても、令和5年(2023年)3月1日、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

今後は、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、脱炭素社会の実現に向けた取り組みをさらに推進してまいります。

次に、「ふるさと美唄応援寄附金」について

申し上げます。

「ふるさと美唄応援寄附金」につきましては、本年2月末日現在で、すでに昨年度の実績額を上回る16億5,000万円のご寄附をいただいているところであります。

今後とも、たくさんの方々の美唄市に対する想いや期待にしっかりと応えるため、市民の皆様とともに美唄らしい地域づくりに、より一層取り組んでまいります。

次に、「市立美唄病院の建替え」について申し上げます。

昨年、契約しました実施設計業務委託が完了し、工事費が確定したことから、工事費の変更に伴い2月22日の市議会臨時会において補正予算を議決するとともに、3月1日、株式会社ピーエス三菱を代表とした地元企業5社を含む9社で構成する「市立美唄病院建替え事業受注コンソーシアム」と工事請負契約を締結しました。

建替えに当たっては、国の地域医療構想に沿った「美唄らしい地域医療」の在り方として、「治し支える医療・地域完結型」を目指すとともに、保健・医療・福祉・介護・住まいとの連携による「地域包括ケアシステム」を構築するという、2つの取り組みを車の両輪として、これからの超高齢社会を支える基盤づくりを、全国に先駆けて、先導的に取り組んでまいります。

今後につきましては、事業スケジュールどおり、令和5年度末の完成に向け着実に進めてまいります。

以上、申し上げますと報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、市政並

びに教育行政執行方針演説に入ります。

●市長板東知文君（登壇） 令和5年第1回市議会定例会の開会に当たり、市政運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が、市民の皆様からの厳粛な信託を受け、市政を担うこととなって、3年8か月が経ち、任期も残すところ4か月となりました。

この間、市民、企業、各団体等の皆様との話し合いを重ね、美唄市の将来に対する想いの実現に努めるとともに、任期の大半を新型コロナウイルス感染症と向き合い、「市民の命と暮らしを守る」ことを最優先課題として、市民の皆様と感染防止対策に全力で取り組んでまいりました。

これまでの医療従事者の皆様の献身的なご努力をはじめ、市民や生産者・事業者の皆様の真摯な取り組みに心から敬意と感謝を申し上げますとともに、今後とも、一日でも早く通常の生活を取り戻すことができるよう、必要な対策を切れ目なくしっかりと講じてまいります。

ポスト・コロナに向けた動きとしましては、「生命」を基本テーマとして、働き方や住まい方、生き方の全体を含めた「地方分散型社会への移行」をはじめ、「若い世代のローカル志向、地元志向、田園回帰」など新たな時代の変化が加速するとともに、地域社会においては、かけがえのない経験と知恵を活かして本当の豊かさや幸福を追求する「本物が息づく地域づくり」が求められております。

私は、このような大きな時代の転換期中で、どんなに人口減少や高齢化が進んでも、

誰ひとり置き去りにしない「ともに支えあい分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向けて、新たな決意のもと、令和5年度を「勇気をもって果敢に挑戦する年」として位置付け、これからの地域社会のあり方を先導的に発信・実現していく「美唄に暮らす喜びと誇りが感じられるまちづくり」に、市民の皆様とともに、全力で取り組んでまいります。

令和5年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

市政は、市民の厳粛な信託によるものであり、「市民の、市民による、市民のための市政」が基本であります。

これは、市民の皆様が市政の主役で、主権者であるということであり、「日本国憲法」前文にうたわれている人類普遍の原理であります。

私は、市の最高規範である「美唄市まちづくり基本条例」の3つの理念、つまり「人権の尊重」「平和の希求」「自然との共生」と、その基本原則である「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」に則り、市政の執行に当たってまいります。

また、私は、市民の皆様の信託に応え、市民の代表者として、この条例の理念を実現するため、法令等を遵守し、公平・公正かつ誠実に市政を執行し、市長としての責務を果たしてまいります。

さらに、条例に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、「第7期美唄市総合計画」を推進してまいります。

次に、令和5年度の主要施策について申し上げます。

令和5年度は、国の総合経済対策及び令和5年度予算案等を踏まえ、「第7期美唄市総合計画」の3年次目として、5つの挑戦により、各施策を推進してまいります。

はじめに「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域コミュニティについては、「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づき、集落支援員の調査活動の課題等を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合い、安心して暮らせるよう、住民自らが取り組む地域福祉活動に対する支援体制づくりに取り組んでまいります。

社会的孤立の問題については、地域住民や社会福祉協議会、支援機関、民生児童委員などとの連携を強化し、生活困窮者等の早期発見、早期支援に努めるとともに、地域課題とされる町内会やボランティア団体等の担い手育成、組織存続に向けた支援に、引き続き取り組んでまいります。

また、総合福祉センターや地域福祉会館については、市民の皆様がより一層地域コミュニティの拠点施設として利用していただけるよう適切な管理に努めてまいります。

さらに、町内会等で管理する集会施設につきましては、新たに修繕や防災力向上、交流事業など地域コミュニティの活性化に関する事業の支援に努めてまいります。

障がい者福祉については、「第6期美唄市障がい者プラン」に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で暮らすことができるよう関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実と地域移行、就労支援の促進に努めてまいります。

このため、「美唄市基幹相談支援センター」を中心に、相談及び支援体制の強化を図るほか、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人権と個性に目を向け、お互いに尊重しながら障がい児・障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備を進め、共生社会の実現を目指してまいります。

また、障がい児・障がい者への虐待防止については、北海道や関係機関とも連携し、早期発見、早期解決に引き続き取り組むとともに、判断能力が不十分な方の自己決定権を尊重するため、成年後見人制度の利用促進を図り、権利擁護、身上監護等の意思決定の支援に努めてまいります。

高齢者福祉については、今後の超高齢社会を見据え、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるよう、「美唄市地域包括ケア推進条例」に基づき、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する、美唄らしい地域包括ケアの推進に取り組んでまいります。

このため、引き続き、地域での懇談会や研修会などの開催を通じ、地域づくりや地域サロンなどの活動支援を進めてまいります。

また、認知症施策の推進については、認知症の方やそのご家族、地域住民等が安心して集まれるよう、認知症カフェを開設するほか、認知症サポーター養成講座を開催し、広く認知症に関する理解促進を図るほか、新たにICT技術を活用し、外出して自宅に戻れなくなった高齢者を早期発見するため、「SOSネットワーク」の再構築に取り組んでまいります。

さらに、介護予防事業などを継続実施し、地域包括支援センターの運営及び介護保険事業の適正な運営管理を行うとともに、「第9期美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に取り組んでまいります。

保健については、市民一人ひとりが健康を意識しながら健康づくりを進めることができるよう、ライフステージに応じた健康教育や健康相談を行うほか、妊娠期、乳幼児期から生活習慣病予防に視点を置いた「栄養・食生活」や「運動・身体活動」などの6つの領域の健康づくりを進めてまいります。

受動喫煙防止については、受動喫煙防止に関する周知啓発や禁煙治療費助成事業を継続し、妊産婦や子どもたちの健康が守られる環境づくりを進めてまいります。

また、「美唄市子育て世代包括支援センター」においては、全ての妊婦を対象に、妊娠、出産、子育てまでのケアプランを作成し、妊娠期から子育てまで切れ目のない相談支援を行い、子育て世代の不安や孤立感の解消等に努めるほか、出産・子育て応援交付金を支給し、妊娠出産時の経済的負担の軽減に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法における位置付けが2類から5類に変更となることから、国の通知に基づき、必要な対策を速やかに講じるとともに、市民の皆様に感染対策等の周知啓発を行ってまいります。

また、ポスト・コロナにおける健康づくりについては、「第3期びばいヘルシーライフ21」及び「第2期美唄市自殺対策計画」の策定に取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、美唄市医師会や関係機関と連携し、特定健診等の受診率を高め、健康の保持・増進を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進や適正受診の推進を行うほか、健全な運営に向けて保険税の収入確保に努めてまいります。

後期高齢者医療については、健康診査や歯科健診等を実施し、疾病の早期発見、早期治療を推進することにより、重症化の予防や健康意識の向上に努めてまいります。

地域医療については、全ての市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「治し支える医療」である地域完結型医療への転換に向けて、市立美唄病院建替えとともに、持続可能な医療提供体制や地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

このため、市立美唄病院については、令和4年度に策定した経営強化プランを着実に進めるほか、市立美唄病院建替え実施設計及び工事契約等に基づき、令和5年度中の完成に向けて、総務省をはじめ、関係機関との協議・連携のもとに、着実に事業を進めてまいります。

また、医療従事者の確保に努めるとともに、新たに訪問診療の専用車を導入し、在宅医療の推進を図るほか、新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種の実施など、市民の皆様が安心して暮らすことのできる地域医療体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、救急医療については、美唄市医師会や近隣中核病院との一層の連携を図り、救急医療体制の確保、充実に努めてまいります。

次に「地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり」であります。

商工業振興については、「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、地域資源や特性を生かした新事業、付加価値の高い製品・サービスの創出、販路開拓、人材育成などに向けた地元企業の取り組みを支援してまいります。

中心市街地の活性化については、地域おこし協力隊と連携したイベントの企画・開催や商店街組織のにぎわい創出の取り組みを支援するほか、商工会議所や関係機関などと連携を図りながら、中心市街地の再生・活性化に向けた方策の調査・検討を行うとともに、創業支援をはじめ、事業承継や空き店舗対策など、魅力ある商店街づくりに努めてまいります。

また、長引くコロナ禍の影響により厳しい状況に置かれている地域経済の活性化を図るため、「がんばろう！びばい応援券」を発行するほか、国や北海道などの支援制度の積極的な活用に向けた情報提供や相談等に努めるとともに、新たに「美唄市商工業振興基金」を創設し、将来に向けた担い手の確保・育成など、今後求められる本市商工業の課題に全市的な観点から積極的に取り組んでまいります。

企業立地については、「美唄市産業振興条例」に基づき、工場等の新增設に対する助成及び課税の免除などの支援を行うほか、空知団地への企業立地を促進するため、デジタル改革やグリーン社会の実現に向けた国の施策と連携し、「ホワイトデータセンター」の事業化をはじめ、雪冷熱エネルギー技術を活用した食関連産業やスマート農業関連産業などの誘致による産業クラスターの推進に取り組んでまいります。

また、国が進める「2050年カーボンニュー

トラル、脱炭素社会」の実現に向けて、空知団地へ進出する企業などと連携し、再生可能エネルギー関連企業の立地促進に努めてまいります。

さらに、美唄ハイテクセンターにおいては、お試しサテライトオフィスを設置し、本社機能やワーケーション、サテライトオフィス等の誘致促進に取り組んでまいります。

スポーツによる新たなビジネスの創出については、北海道フロンティアリーグに加盟する美唄ブラックダイヤモンドズの活動基盤の強化に向けて、引き続き、地域おこし協力隊の配置や経営支援等を行うとともに、旧茶志内小学校の利活用に向けた調査を実施するなど、スポーツを契機とするビジネスの活性化に取り組んでまいります。

雇用対策については、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」と連携した就労促進に努めるほか、就職氷河期世代や子育て世代の女性、高齢者などの雇用制度に関する情報の周知や支援を行うとともに、インターネットを活用してU I Jターン希望者と市内企業の交流する機会を創るなど、企業誘致活動や移住・定住施策と連携を図り、明日の地元産業を担う人材の育成、確保に努めてまいります。

また、若者の地元就職を促進するため、市内高校と連携し、企業見学会や合同企業説明会を開催するほか、技能講習の支援を拡充するなど、地元企業への雇用対策を推進してまいります。

さらに、雇用機会の拡大と企業の人材育成を図るため、美唄地域人材開発センターなどの関係機関と連携し、地元中小企業を支える

人材の技能や知識習得に対する助成を継続するとともに、人材のグローバル化を踏まえ、日本語学校の開設に向けた調査・検討を行ってまいります。

観光・交流については、ポスト・コロナを見据え、地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくりを進めるため、ふるさと美唄応援団の取り組みと連携し、市公式ホームページをはじめ、SNS、観光パンフレット、PR動画、デジタルサイネージなどにより、観光情報の発信に努めてまいります。

また、市内宿泊施設の宿泊料の一部を助成する「美唄応援団宿泊助成事業」を通じて、美唄の魅力を国内外に積極的に発信し、美唄を訪れる機会づくりを推進することで、交流人口を増加させるとともに、美唄にゆかりや思い入れのある方々、団体等と多様な形でつながる関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

さらに、「自然」「歴史文化」「芸術」日本遺産である「炭鉄港」などの美唄の素晴らしい地域資源を活用して、新たな体験メニューや滞在型観光商品の開発、中心市街地などへの回遊を促進するほか、本市の「食」や「農」を活用した地域づくりを推進するため、地域おこし協力隊による活動や情報発信などを通じて、都市と農村の交流と共生による、交流人口・関係人口の創出・拡大を目指してまいります。

また、観光まちづくり推進組織「ステイびばい」や「美唄観光物産協会」などと連携して、地域資源を生かした観光地づくりを進めるとともに、交流拠点施設ゆ〜りん館や安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄、宮島沼

などの連携を図るほか、道道美唄富良野線の開通を見据えて、美唄国設スキー場の整備に向けた基本構想を策定してまいります。

ふるさと納税については、寄附者の皆様に寄附金の使途をお伝えするとともに、パートナー協定を締結した東川町との連携による返礼品の充実を図るほか、ふるさと美唄応援団をはじめ、美唄ブラックダイヤモンドズとの連携において、魅力ある地域づくりに関する情報発信に努めるなど、今後とも、寄附金の安定的な確保を図るとともに、交流人口や関係人口の創出や拡大に取り組んでまいります。

地域情報化については、「美唄市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づく情報システムの標準化・共通化をはじめ、市役所庁舎内に住民票や印鑑証明書などの自動交付機を導入、コンビニ収納を開始するほか、行政手続のオンライン化を推進するとともに、マイナンバーカードの普及・利用促進に取り組んでまいります。

また、国の「デジタル田園都市国家構想」と連動し、本市にふさわしいデジタル基盤を活用した地域づくりを進めるため、引き続き、住民サービスの向上に向けた全庁的な取り組みを進めるほか、新たにAI(人工知能)やRPA(業務の自動化技術)などのデジタル技術を活用し、限られた資源の中で持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう取り組みを進めてまいります。

農業振興については、「美唄市農業ビジョン(第3次)」に基づき、「生命」を育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進めてまいります。

水稻や畑作物の生産振興については、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米などの用途に応じた米づくりに取り組むとともに、直播栽培などの低コスト・省力化技術の導入や高収益作物の導入を支援するなど、生産体制の強化を図ってまいります。

農業所得の向上については、農産物のブランド化や6次産業化を図る取り組みを、引き続き支援するほか、ふるさと納税の利用者などに向けて、Webサイトを活用して美唄産農産物のPRと販売を促進するとともに、美唄産米等の海外への販路拡大に向けた、輸出事務マニュアルの整備や市場調査等の必要な取り組みを進めてまいります。

農業生産基盤の整備については、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備を行うとともに、農業水利施設の改修及び排水機場における排水ポンプ付帯設備の更新を行い、本市の基幹的な産業である農業の経営基盤の強化に、引き続き、着実に取り組んでまいります。

スマート農業の推進については、「美唄市ICT農業推進協議会」とともに、スマート農業技術の検証やスマート農業機械導入支援を継続して実施するほか、地域活性化起業人を引き続き活用し、地域への技術の普及推進や農業関連サービスの創出・育成を図るなど、農業基盤整備の事業効果をより一層高めてまいります。

新規就農者の育成・確保については、農業後継者はもとより、若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた支援を行

うほか、経営体質の強化や農業法人の育成等の取り組みを促進してまいります。

消費者に信頼される活力ある農業・農村づくりについては、国が進める「みどりの食料システム戦略」に基づき、安全・安心で良質な農産物を求める消費者や食品関連事業者のニーズに対応するため、クリーン農業や有機農業など、環境に配慮した持続可能な農業生産を継続して支援してまいります。

また、農業者が主体の農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取り組みや中山間地域農業、環境保全型農業の取り組みを支援してまいります。

「食農教育」については、学校教育におけるグリーン・ルネサンス推進事業をこれまでの農業体験学習から農業科として位置付けて推進するとともに、美唄尚栄高校と連携し、本市の地域特性や優位性を生かしながら、「食」と「農」を連動させた特産品開発の取り組みに対し、支援してまいります。

さらに、地域おこし協力隊の活用により、鳥獣被害防止対策等の強化を図るとともに、ジビエの利活用を促進してまいります。

農商工連携については、農業と商工業の産業間の連携を図りながら、米をはじめとする農産物のブランド化を進めるとともに、アスパラガスやハスカップ、トマト、にんにく、生姜などの高収益作物の導入拡大を図ってまいります。

また、市内で生産される農産物などの付加価値向上のため、農商工連携セミナーを開催し、新商品や販路拡大の取り組みの啓発を行うとともに、国や北海道の農商工連携・6次産業化の取り組みに対する支援制度のほか、

市独自の農商工連携等推進補助金等の活用を図りながら、商品開発、加工、販売などの取り組みを支援してまいります。

美唄の「食」と「農」のブランド化に向けては、市内及び首都圏に設置したアンテナショップによる販売や各地で開催される特産品の展示会でのPRなどにより、美唄の「食」と「農」の魅力を生かした特産品の販路拡大や魅力発信に取り組んでまいります。

こうした、農商工連携や6次産業化を通じ、本市の「食」と「農」の魅力発信の取り組みが一層効果的となるよう、新たに地域活性化起業人を配置し、都市部からの交流人口、関係人口の拡大に取り組んでまいります。

移住・定住については、テレワークやワーケーションといった働き方やライフスタイルの多様化などを踏まえ、「美唄で暮らす喜びと誇り」が感じられる魅力ある情報発信に努めるほか、子育て世代の定住策とともに、総合的な相談体制などの充実を図ってまいります。

このため、引き続き、新築及び中古住宅の購入助成や家賃助成、通勤助成制度のほか、「美唄市移住・定住推進協議会」と連携した移住者交流会や移住体験ツアーを実施するなど、移住・定住の促進を図ってまいります。

また、関係人口の創出・拡大については、様々な機会を通じて美唄市の情報や魅力を発信することにより、「ふるさと美唄応援団員」の獲得を図るほか、新たな取り組みとして応援団員等を対象とした首都圏での交流イベントを開催するなど、関係人口とのつながりを深めてまいります。

次に「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」であります。

子育て支援については、「第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育サービスの充実を図るため、新たにピパの子保育園及び認定こども園ひまわりに保育のICTシステムを導入し、欠席・遅刻の連絡や登園情報などを配信し、保護者の利便性の向上を図ってまいります。

また、妊娠や子育てに関する経済的な負担の軽減策として、保険適用の不妊治療費の一部助成を行うほか、子どもの医療費助成の対象を満18歳まで拡大してまいります。

さらに、多子世帯で認可外保育施設に入所している3歳未満の子どもの保育料を引き続き補助し、子育て世帯への支援を継続してまいります。

全国的にも増加の一途をたどる児童虐待への対応や予防については、児童相談所や「美唄市子育て世代包括支援センター」をはじめ、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めるなど、妊娠前から子育て期までの各ステージにおける切れ目のない包括的な支援に努めてまいります。

平和施策については、「日本国憲法」及び「美唄市まちづくり基本条例」における平和の希求の理念のもとに、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた恒久平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代に行き渡っていくように、平和映画会の開催や平和図書コーナーの設置などの平和祈念事業を継続するとともに、広島市や長崎市など平和首長会議の加盟団体である自治体との連携による取り組みにより、市民の皆様とともに平和の尊さを広く伝えてまいります。

幼児教育については、旧栄幼稚園を子ども

たちの活動、幼稚園教諭や保育士を目指す学生と子どもたちの交流の場として活用するなど、美唄らしい幼児教育の推進に取り組んでまいります。

学校教育については、タブレット端末やデジタル教科書など、ICTを活用した授業を積極的に展開することにより、教員が児童生徒と向き合う時間を十分確保するほか、児童生徒が新しい時代を生き抜く資質・能力を育むとともに、学力や体力の向上、豊かな心の育成に努めてまいります。

特色ある教育については、「人間が生きものであること」を基本に、農業の実体験を重視した「食農教育」を小学校の総合的な学習の時間に「農業科」として位置付け、「豊かな心」「人とのコミュニケーション」「自ら判断し考える力」を養い、将来にわたって生きる力を育むことができる美唄らしい教育を進めてまいります。

また、就学援助事業については、義務教育の機会均等の精神に基づき、教育格差の解消を図るため、制度の拡充を行い、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができる環境の整備に努めてまいります。

学校給食については、「食農教育」の生きた教材として、献立の工夫・改善を図りながら、質の充実に努めるとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、引き続き、学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

学校施設については、小学校の特別教室の冷房設備や中学校のLED照明設備工事を実施し、安全・安心な教育環境の整備に努めてまいります。

また、小中学校と一体となった生涯学習セ

ンター構想については、教育委員会と連携し、引き続き、調査・検討してまいります。

市内高等学校については、高校が行う教育活動に対し、引き続き支援を行い、魅力ある高校づくりのための取り組みを推進するとともに、給付型の奨学金制度を拡充してまいります。

生涯学習・スポーツについては、本市の様々な地域資源や人材を活用した「地域学・美唄学」の取り組みを進めるとともに、各種教室や主催行事の実施のほか、新たにクライミング指導ができる地域おこし協力隊を体育センターに配置するなど、市民の誰もが気軽に学べ、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

また、文化・体育施設については、市民会館やテニスコートの照明をLEDに改修するほか、体育センタークライミング壁を増設するなど、設備の更新や改修等を行い、適切な施設管理に努めてまいります。

文化・芸術については、市民文化祭をはじめ、市民の皆様の主体的な取り組みや参加しやすい行事などを開催し、地域に根差した文化芸術活動を育んでまいります。

また、新たに地域おこし協力隊を活用し、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄を次代につなぐ情報発信等に取り組んでまいります。

さらに、郷土史料館については、「地域学・美唄学」の取り組みを推進する拠点として、本市の歴史や魅力の再発見のほか、地域の方々の記憶や貴重な経験等を次世代の子どもたちにつなぐ取り組みを行ってまいります。

文化財の保護については、老朽化の著しい

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の木造校舎改修や旧東明駅舎、SLなど、文化財の適切な維持・保全を行い、次世代に継承してまいります。

次に「人と自然が共生した安全・安心のまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼のラムサール条約登録20年を契機として、これまでの保全活用の取り組みや研究の成果をまとめた特別企画展の開催や記念書籍の製作を行うとともに、引き続き、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、地域住民や関係機関と連携したイベントの開催など、宮島沼の保全に向けた取り組みを推進してまいります。

また、環境学習会等を開催し、様々な情報を市民の皆様と共有しながら、環境問題に関する意識の醸成を図ってまいります。

さらに、ゼロカーボンに向けた取り組みについては、「気候・エネルギー・環境大臣会合」が札幌市にて開催されることを契機に、本市においても、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進してまいります。

循環型社会については、各町内会やサンアール推進員の皆様と連携し、ごみの発生・排出の抑制を図り、環境に与える負荷を軽減していくとともに、プラスチックに関する新たな法律施行に伴う検討やリサイクルセンターの設備の更新、さらには、使用を終了しているし尿処理場の解体を行うなど、引き続き、一般廃棄物の適正処理に努めてまいります。

環境行動の実践については、二酸化炭素削減に向けた「第4期美唄市地球温暖化対策実

行計画」を策定し、引き続き、市役所等の公共機関において、省エネ等の取り組みを推進してまいります。

都市基盤整備については、「美唄市立地適正化計画」に基づき、人口規模に見合った魅力ある市街地の形成に向けた取り組みとして、市役所・中央公園等と隣接する昭和通やその周辺について、歩行者空間の快適性の向上などの再整備を進めてまいります。

市道については、凍上により傷んでいる東雲線や稲穂団地3線など12路線の再改修を行うほか、上美唄・大富西20線などの改良舗装や元村西14線などの舗装整備、峰延地区などの側溝整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、10線橋と入初橋の補修工事に取り組んでまいります。

道路施設については、路面や排水などの維持管理を適切に行うほか、LED街路灯を設置する町内会などへの助成に取り組んでまいります。

広域交通網の整備については、渋滞の緩和のほか、地域振興につながる新たな交通ネットワークの構築のため、国道12号峰延道路の早期完成や道道美唄富良野線の早期開通に向けて、国や北海道に、引き続き要望してまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう国や北海道などの関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な道路交通網の確保に努めてまいります。

河川については、水防機能の強化が図られるよう、ビバイイクシュンベツ川を整備するほか、河川機能の適切な維持管理に努めてま

いります。

市営住宅については、「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、ゆたかニュータウン3棟の外部改修による長寿命化を図り、適切な維持管理を行ってまいります。

また、耐用年数が経過した市営住宅で、空き住戸となっている建物を解体するとともに、引き続き、耐用年数が経過した団地の入居者を対象に、既存団地への移転を促すことにより各団地の入居率の向上に取り組んでまいります。

さらに、新団地の建設に向け、旧美唄工業高校跡地を候補地として基本構想を策定してまいります。

民間住宅については、市民の皆様が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修等に対する支援を行い、木造住宅の耐震化率向上のため、耐震診断・改修を進めてまいります。

空き家対策については、「美唄市空家等対策計画」に基づき、老朽化した一般住宅や店舗等の空き家の除却費に対する支援を継続して行うほか、新たに使用中止となった地域で管理する集会施設の解体に対する支援を行ってまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など、水質管理を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、原油価格や物価高騰における生活者及び事業者支援対策として、昨年度に引き続き、上水道の基本料金の免除を4か月間実施

してまいります。

下水道については、新たに公営企業化に取り組み、汚水処理区域における水洗化を促進するとともに、老朽化したマンホールポンプ所の設備を更新するほか、汚水処理区域外については合併処理浄化槽の設置を行い、快適な生活環境と良質な水環境の維持に努めてまいります。

景観・緑づくりについては、生ごみ堆肥を活用した花の植栽など、市民や関係団体の皆様との協働による景観づくりの取り組みを進めるほか、昭和公園や花園公園ほか3公園の老朽化している遊具の更新を行うなど、公園の適切な維持管理に努めてまいります。

森林については、市有林の適正管理に努めるほか、民有林の維持・保全の取り組みに、引き続き支援してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、個人や企業等の私有人工林の所有者に対する森林施業に向けた事業説明を実施するほか、市有林の間伐や植林等を行い、森林資源の循環利用に向けて、取り組んでまいります。

生活・交通については、「美唄市地域公共交通計画」に基づき、民間事業者やまちづくりと連携した公共交通の整備を図るとともに、夜間のタクシー運行に対する支援を行い、市民の皆様の移動手段の確保に努めてまいります。

通院バスについては、地域医療構想等を踏まえ、バスの運行に向けた課題の整理を行ってまいります。

合同墓については、合同墓の植栽、照明、休憩施設など、関連施設の整備を図ってまいります。

国土強靱化については、「美唄市強靱化計画」に基づき、大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

また、自主防災組織による地域コミュニティの活性化に努めるとともに、雪冷熱エネルギーを活用した「ホワイトデータセンター」の事業化を推進することにより、都市部に集中したデータセンターの地方分散を進めてまいります。

防災については、地域住民の行動計画として、災害発生時に迅速に的確な判断を行えるよう、水害タイムラインを活用した実践的な災害対策本部訓練や感染症、要配慮者等に対応した避難所の開設訓練など、総合的な防災訓練を実施するほか、一斉情報配信システムを活用して、災害情報伝達手段の拡充を図るなど、防災体制の強化に努めてまいります。

防犯については、警察などの関係機関と連携を図りながら、防犯に関する情報提供や自主的な防犯活動を広げ、市民の皆様が安全で安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

交通安全については、「美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会」と連携し、幼稚園児や小学生、高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた運動を行うなど、交通安全に関する啓発を進めてまいります。

また、高齢者の交通事故抑止を図るため、75歳以上の方の運転免許証自主返納者を対象に、新たにタクシー券による支援に取り組んでまいります。

消防については、消火栓の新設や更新を行

うほか、消防団再編に伴う第4分団詰所を整備し、地域防災の要である消防団の災害対応力の充実強化に取り組んでまいります。

救急については、救急救命士を計画的に採用するほか、指導救命士を中心とした、救急隊員に対する教育指導体制を強化し、救命率の向上に取り組んでまいります。

火災予防については、住宅火災による死傷者を軽減するため、住宅用火災警報器の設置や更新を促すとともに、「幼年消防クラブ」及び「ジュニア消防クラブ」の活動を通じて、地域に根差した防火・防災教育を取り組み、火災のない安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

消費者保護については、社会問題となっている振込め詐欺やインターネットに関連するトラブルなど、近年、消費者被害は複雑かつ多様化していることから、消費者相談員の育成を図るとともに、警察や消費者協会、地域の安全・安心を守る様々な団体との連携を図ってまいります。

また、成年年齢引き下げに伴い、若者の消費者被害の増加が見込まれることから、新たに高校生を対象とした啓発活動に取り組んでまいります。

次に「市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、美唄市まちづくり基本条例に基づき、市民主体のまちづくりを進めるため、透明性や公平性の高い情報提供とともに、市民の皆様が参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

このため、市政や暮らしに関する情報について、広報紙メロディーや市公式ホームペー

ジ、地デジ広報などを通じて情報提供を図るとともに、審議会等への委員としての参画をはじめ、意見交換会への参加や市民意見の公募などにより参加する機会の設置に努めるほか、災害時における情報の伝達や地域に密着した市民情報の提供を行う「コミュニティFM放送局」の開設に向けて、取り組んでまいります。

また、地域社会の維持・再生に向けた「生活文化」を形成するとともに、交流人口や関係人口の拡大に向けた「地域文化」の発信強化に取り組むほか、地域が歴史の中で培ってきた生きる力「美唄に暮らす喜びと誇り」を次世代に伝えるため、本市の暮らしに根ざしたプロモーション事業の推進に取り組んでまいります。

男女共同参画については、広報紙メロディーをはじめ、市公式ホームページやデジタルサイネージなどを活用し、市民の皆様への情報提供を行うほか、美唄市男女共同参画推進協議会等と連携し、講演会や会報紙の発行、イベントでのPRなど、様々な機会を通じて、男女共同参画社会の実現を図るための取り組みを推進してまいります。

また、配偶者等からの暴力の予防と根絶に向けて、広報紙メロディーによる情報提供を行うとともに、警察などの関係機関と連携を図りながら、被害者の安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めてまいります。

行財政運営については、短期的には、ふるさと納税や特別交付税の伸びにより、基金の増加など、財政の健全化に向けた取り組みが進んではいるものの、中長期的には、人口減少や少子高齢化に伴い、歳入の減少が避けら

れない中で、今後の推移を慎重に見極めながら、事務事業の質的な転換を図るなど、将来にわたり持続可能な財政基盤づくりを進めてまいります。

また、職員については、新しい時代の変化や様々な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、職員一人ひとりの能力や可能性を引き出すとともに、限られた人材を有効に活用し、組織としての総合力を高めるほか、将来を見据えた国や北海道、先進自治体への派遣研修や人事交流などにより、市民の皆様の信頼と期待に応えることができる、高い先見性と必要な資質を持った人材の育成を図ってまいります。

以上、令和5年度の市政執行方針を申し上げます。

我が国は、今日の急速に進む少子高齢化や人口減少、格差の拡大、さらには地球環境問題や世界の安全保障の悪化などにより、かつて経験したことのない課題や先送りできない課題に直面しています。

また、これまでの人口増を前提とした「限らない拡大・成長」を求めた社会から、本格的な人口減少・超高齢社会への構造的変化の時代を迎え、自然と人間との豊かなふれあいを取りもどし、地域社会をより人間らしい生活の場として再生するという、地域の暮らしに根差した「本物が息づく地域づくり」が求められています。

このよう中で、私たちは、先人の皆様が度重なる困難を克服し、培ってきた自然や歴史、暮らしに根差した生き方といったものを大切な財産として、次代を担う子どもたちへ引き継がなければなりません。

また、地域社会は、「新しい命」の健やかな成長があってこそ成り立つものであり、子どもは「地域の宝」であり、このまちの未来・希望そのものといえます。

これまでの3年間は、コロナ禍での厳しい環境にありましたが、一方、「これまでの努力が実を結び、新たな飛躍の礎となる」新たな地域づくりの取り組みが具体的にはじまっているところであります。

私としましては、市民の皆様と力を合わせて、「美唄に暮らす喜びと誇り」という新たな豊かさを創り上げるとともに、新しい命の誕生と健やかな成長のために、私自身が先頭に立ち、美唄市の未来を切り拓いていくことに、全力を尽くしてまいります。

市民の皆様、市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

●教育長石塚信彦君（登壇） 令和5年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

子どもは、次代を担うかけがえのない地域の宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。

現在、市内の小中学校で学んでいる子どもたちが中心となって活躍する2040年以降の社会は、これまでの日本社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ることが想定され、人口減少や高齢化、デジタル技術による社会の激変、グローバル化や多極化などがこれまで以上の速さで進行し、予測することのできない未来を迎えようとしています。

このような中、美唄の子どもたちが、生涯にわたって自立して生き抜くため、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めてい

くとともに、激しく変化する時代に通用する「確かな学力」を身に付けることができるよう教育環境の整備に努めてまいります。

また、生涯学習では、市民一人一人が生涯を通じて学ぶことのできる学習機会の充実や学習した成果が適切に評価され、様々な分野で活躍できる環境の整備が必要となっています。

このため、「第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画」に掲げる「地域に根ざした学び」の実現に向け、ふるさと美唄にしっかりと基盤をもち、豊かな自然や歴史、伝統、文化を生かした学びを推進するとともに、全ての世代の方が活躍できる環境を整えてまいります。

令和5年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方にに基づき、学校教育と社会教育を両輪としながら、「第7期美唄市総合計画」を着実に推進し、新学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿った、教育の振興と充実に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児期は、多様な経験の中で学んだ基本的な生活習慣の自立を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

また、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を実施し、子どもが主体的に学びに向かうことが重要であり、そのためには幼児教育と学校教育の連携は不

可欠であります。

このため、幼児期に培った子どもの学びの芽を小学校につなぐ、スタートカリキュラムを活用しながら接続を一層強化するほか、困り感を持つ子どもについても個別の教育支援計画であるスタートシートの活用により、小学校との切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提供できるよう、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

また、旧栄幼稚園を子どもたちの活動の場、幼稚園教諭や保育士を目指す学生と子どもたちの交流の場などとして活用し、生涯続く学びの芽生えを培う幼児教育の推進に取り組んでまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

1点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

今日の学校教育においては、子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、他者と協働しながら様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

このため、「主体的・対話的で深い学び」を通して、新しい時代に対応できる確かな学力の定着を図ってまいります。

各学校においては、家庭や地域と連携・協働した教育活動を推進するとともに、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、ICTを活用した授業を積極的に展開するなど、教育の充実に努めてまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果を踏まえ、講師を招聘し

た各種研修等を開催し、専門的助言を日々の授業へ反映させるほか、学力向上プロジェクトチームによる「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取り組みを、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって進めてまいります。

外国語教育については、引き続き、外国語指導助手を有効に活用するなど、児童生徒がバランスの取れた英語力を身に付け、日常的にコミュニケーションを図ることができるよう英語力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、本市の基幹産業である「農業」の持つ教育的効果に着目し、子どもたちが農地に足を運び、農業や生物の多様性、食の大切さなどを体験的に学ぶ「グリーン・ルネサンス推進事業」を継続して取り組んでまいります。

また、地域の特性を生かした食農に関する教育を小学校の総合的な学習の時間に「農業科」として位置付け、令和4年度、改訂に取り組みました「美唄市小学校農業科副読本」の活用を図りながら、「農業を学ぶ」だけでなく「農業で学ぶ」ことを通して生きる力を育んでまいります。

市内道立高等学校との連携については、高校と小学校や中学校との授業交流のほか、市内中学生の1日体験入学などの交流、高校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を継続してまいります。

また、全ての小中学校において、学校支援地域本部における地域人材の活用などにより、子どもの学びに寄り添った支援を行ってまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の定着に向け、「家庭学習の手引き」を活用するほか、同じ校区の小中学校が一緒に取り組む「家庭学習強化週間」を引き続き、実施するなど、望ましい生活習慣と家庭学習の定着に努めてまいります。

2点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

義務教育においては、人口減少に伴う学校の小規模化の進展が予想される中、地域社会の変化に対応した質の高い豊かな教育環境の整備が求められています。

本市の全ての子どもたちに良好な学習環境を提供するため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて調査・研究を進めるほか、引き続き、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

3点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

子どもたちの豊かな人間性を育むためには、スポーツや自然体験活動などを通じ、思いやりや豊かな感性を身に付けるとともに、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解に基づいた指導に努めてまいります。

また、本市の歴史や豊富な地域資源を有効に活用した「地域学・美唄学」を積極的に展開し、子どもたちがふるさとに愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進してまいります。

道徳教育については、命を大切にし、豊かな人間性・社会性を育てる「心の教育」を進

めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、コロナ禍の影響による、不安やストレスなどを抱える子どもや不登校児童生徒への支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、関係機関が連携を密にし、未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、適応指導教室での指導にもつなげてまいります。

いじめの対策については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校が実施する定期的な調査や集会活動を支援するなど、「いじめを生まない環境づくり」に努めてまいります。

ヤングケアラーや虐待については、適切な支援と防止に向け、学校や市長部局、児童相談所などと連携し、迅速に対応してまいります。

4点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

児童生徒の健やかな心身の発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣を身に付けることが求められています。

このため、朝食の摂取や睡眠時間など、規則正しい生活習慣を身に付けることが大切であることから、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、人間の生命の源である「食」と「農」をつなぐことによって、人々が協働して自然に働きかけ、食べ物をつくり、暮らしを立てるという人間生活の根源を学ぶことができる「生きた教材」であり、子どもたちがバランスの取れた食事や望ましい食習

慣を身に付ける重要な役割を担っています。

子どもたちが、学校給食を通じて、命の大切さや地域の食文化、地場産業等に理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育みながら、おいしく、楽しいと感じてもらえるよう、質の高い給食の提供に努めてまいります。

このような考え方から、学校給食を学習教材として位置付けるとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため、引き続き、学校給食費の無償化を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を踏まえ、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、子どもの体力の向上を目指した体育科の授業改善や大学生を含めた外部講師の活用を推進するとともに、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取り組みを通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育に関する指導については、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただき、児童生徒の正しい判断力と行動力を育ててまいります。

5点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人一人の実態に応じた指導を適切に行うとともに、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した取り組みが大切となります。

このため、個別の教育支援計画であるスタートシートや個別の指導計画の作成、特別支援教育支援員の配置など、子どもの困り感に寄り添う教育活動に努めてまいります。

また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や特別支援教育支援員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

6点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、保護者や地域住民の意見、要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携・協力していくことが求められています。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、学校の経営方針や地域の課題などを共有し、校長のリーダーシップの下、保護者や地域住民と共により良い学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する支援として重要な役割を担っていることから、経済的支援の充実を図るため、新たにオンライン学習通信費を支給対象とし、制度の拡充を行うとともに、経済的理由で教育の機会が失われることのないよう広報紙メロディーや市公式ホームページを活用し、広く制度の周知を行ってまいります。

また、経済的な理由により修学が困難な高校生に対する支援として、返還不要の奨学金制度の拡充を図り、生徒が安心して教育を受けることができるよう経済的環境の整備に努めてまいります。

全市的な取り組みといたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆様が参観することにより、学校教育への関心と理

解を深め、学校と地域との連携を強化することを目的とした「美唄市教育の日 地域一斉参観日」を実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、自らの行動が公務の信用に甚大な影響を与えることを常に自覚させるとともに、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

特に、教職員による体罰については、児童生徒の人格を侵害する行為であり、いかなる理由があっても、絶対に許されるものではありません。

このため、教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われることがないように、研修などあらゆる機会を通じて教職員の意識改革を促すとともに、子どもの特性に応じた指導に努めるよう、全ての教職員に対して指導してまいります。

学校における働き方改革については、長時間勤務の解消のため、業務改善と職員の意識改革を進めるとともに、ICT機器を有効に活用した授業を積極的に展開するなど、ゆとりある教育活動を推進し、子どもたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動については、「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう指導するとともに、運営に係る体制を構築するなど、学校教育の一環として、部活動が持続可能なものとなるよう取り組むほか、休日における部活動の地域移行について、学校や美唄市スポーツ協会などの関係団体と協議・検討を進めてまいります。

教職員の健康管理については、各学校での個人面談はもとより、働きやすい職場環境の整備に努めるなど、教職員の健康・メンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、危機管理マニュアルに基づき、学校防災体制の強化や学校安全マップの活用、地域と連携した通学路等の安全対策の徹底に取り組むほか、地震や台風など自然災害から身を守る危機回避能力等の育成に向けた安全教育の充実に努めてまいります。

7点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

各学校における研究指定校事業を継続して実施するとともに、各種研究会への積極的な参加や外部講師を招へいたした研修会の開催により、教職員の資質向上に努めてまいります。

また、美唄の歴史や産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館などを活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き、実施してまいります。

8点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、子どもたちの学習や生活の場であることから、安全・安心な教育環境を確保するため、東小学校大規模改修工事を引き続き実施するほか、小学校の特別教室の冷房設備工事や中学校のLED照明設備工事を実施いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

1点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

今日の青少年を取り巻く状況は、インターネットの利用に起因するトラブルや犯罪、引

きこもり、子どもの貧困問題など、新たな問題も生まれています。

青少年が生まれ育った郷土を愛し、美しい郷土を築き上げるための地域活動及び自発的な社会参加を促すことができるよう、安全・安心な環境を作ることが重要となります。

このため、青少年の健やかな成長を支える取り組みとして、ジュニアチャレンジスクールやクライミングフェスタなど、各種体験教室を開催してまいります。

また、放課後児童施設については、保護者に安心して施設を利用していただけるよう、児童の入退室を確認できるシステムを導入してまいります。

2点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の皆様が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる、多様な生涯学習の機会を提供することが大切となります。

このため、市民の皆様が自発的に学習を始められるよう市民カレッジの開催のほか、地域資源を活用した美唄の歴史・文化を掘り起こし、次世代に伝える「地域学・美唄学」の取り組みを進めてまいります。

図書館については、指定管理者と連携し、蔵書や図書館資料の整備・充実を図るとともに、利用者の求める情報を的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、市内各地に移動図書館車を巡回するほか、企画展示やインターネット予約サービ

スなど、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、市民の文化活動の意識啓発を図るとともに、文化活動の発表・鑑賞の場の提供と、地域に根差した創造的芸術文化活動の推進のため、文化団体等との連携を図り、市民文化祭を実施してまいります。

郷土史料館については、「地域学・美唄学」の拠点施設として、歴史的資料の収集、保管、展示などの充実に努めるとともに、収蔵品データの活用に向けた収蔵品管理システムを導入してまいります。

また、多様な学習意欲に対応した講座や講演会など、様々な事業の実施に取り組んでまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、令和4年度に、市の文化財指定を受けました旧栄小学校校舎の老朽化の進行が著しいことから、令和5年度には、外壁等の改修を行い、計画的な活用・保全に努めてまいります。

4点目は、「文化財等の保護」についてであります。

本市の歴史と文化を知る上で欠くことのできない文化遺産である北海道及び市の指定文化財については、先人たちの生きてきた証であります。

このため、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、後世への継承に努めるとともに、有形文化財である美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅等

については、適切な維持・保全に努めてまいります。

5点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館については、指定管理者と連携し、市民の皆様の教養の向上や健康の増進、生活文化の振興、文化活動の充実などに努めてまいります。

また、市民の皆様が安全で快適に利用していただけるよう大会議室等の照明をLED照明に改修してまいります。

6点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、より良い生活を身に付けるため、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

また、事業の推進に当たっては、スポーツ推進委員や地域おこし協力隊による、体力づくり教室や子どもたちの運動神経を高めるコーディネーショントレーニングのほか、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などの関係団体と連携・協働しながら、各種大会や様々な教室を開催してまいります。

7点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などの関係団体と連携・協働しながら、各スポーツ施設を活用した大会の開催に向け、取り組んでまいります。

8点目は、「スポーツ施設の整備」について

であります。

総合体育館については、市民の皆様が安全で快適に利用していただけるようトレーニング機器や格技室の畳の更新のほか、指定管理者と連携し、施設の維持・管理に努めてまいります。

また、体育センターについては、クライミングの壁を増設するとともに、新たに、クライミング指導ができる地域おこし協力隊を配置し、市民の皆様が安全・安心に利用できる環境を整備してまいります。

サン・スポーツランド美唄のテニスコートについては、利用者が快適に利用できるようナイター照明をLED照明に改修し、利用環境の向上に努めてまいります。

以上、令和5年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、今もなお警戒が必要な状況にあります。こうした中においても、児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染症やその拡大リスクを可能な限り低減しながら、学校教育活動を推進してまいりました。

これまでの日常が大きく変化し、予測困難な時代の中でも、子どもたちが、豊かな人生を切り拓いていくためには、基礎的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

教育委員会といたしましては、本市の子どもたちが、ふるさと美唄への誇りと愛着を持ち、たくましく成長することができるよう、

学校・家庭・地域と一体となり、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第12、報告第6号行政監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第6号の以上6件を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第13、議案第5号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました、議案第5号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算総額に、それぞれ8,000万円を追加し、補正後の予算総額を195億2,685万7,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、土木費には、昨年からの連続した降雪により、累積降雪量及び積雪量が平年の数値を上回っており、今後の除排雪経費に不足

が生じることから、「除排雪事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を計上し、財源対応をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第5号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第9号）**は原案のとおり可決されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第14、議案第17号美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件ないし日程の第20、議案第23号美唄市介護保険条例の一部改正の件の以上7件について、一括議題といたします。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第17号美唄市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件であります。

本件は、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、これまで団体ごとに規

定されていた個人情報の取扱いに関する規律が同法に一本化されることから、条例を制定するものであります。

次に、議案第18号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件であります。

本件は、同じく、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、これまで団体ごとに規定されていた、個人情報の取扱いに関する規律が同法に一本化されることから、関連する条例について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第19号美唄市基金条例の一部改正の件であります。

本件は、雇用の維持及び創出を図るとともに、地域経済の活性化に要する費用の財源に充てるため、新たに美唄市商工業振興基金を設置するほか、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第20号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件であります。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、出産育児一時金が50万円に引き上げられることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第21号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額を全額助成するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第22号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正の件であります。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が改正されるに伴い、児童の安全の確保に関する事項及びバス送迎の安全管理の徹底等について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第23号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる第1号被保険者の保険料の減免について、引き続き厚生労働省から減免措置に対する財政支援の取扱いが示されたことから、必要な改正を行うものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君　ただいま提案理由の説明がありました議案第17号ないし議案第23号の以上7件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これより、議案第17号ないし議案第23号の以上7件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第17号ないし議案第19号の以上3件は総務・文教委員会に、議案第20号ないし議案第23号の以上4件は、産業・厚生委員会に付託の上、審査することにいたします。

●議長金子義彦君　次に日程の第21、議案第6号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第10号）ないし日程の第31、議案第16号令和5

年度美唄市下水道事業会計予算の11件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇）　ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第6号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第10号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費及び第3条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ7,178万1,000円を追加し、補正後の予算総額を195億9,863万8,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、燃料費等の高騰に伴い、各施設における指定管理委託料の不足見込額を補正しようとするもので、衛生費には、「火葬場管理運営事業」及び「最終処分場・生ごみ堆肥化施設等管理運営事業」を、教育費には、「安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄管理運営事業」、「温水プール管理運営事業」及び「総合体育館管理運営事業」を、それぞれ計上いたしました。

このほか、農林費には、新規就農者に対し支援する「経営所得安定対策等推進事業」、経営体が生産の効率化等のため、必要な農業機械等を導入する取り組みに対し支援する、「農地利用効率化支援事業」及び「担い手確保支援事業」、国の2次補正に伴う事業として、道営水利施設整備事業について地元負担額の一部を負担する「次世代農業促進生産基盤整備

特別対策事業」をそれぞれ計上いたしました。

消防費には、今年度で退団する消防団員に対し支給する退職報償金について、当初見込みよりも退団者数が増えたため、「消防団運営事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、道支出金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ計上し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本定例会に提案している「担い手確保支援事業」及び「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」について、令和4年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、道との協議において、当初の予定額を上回る同意を得られる見込みである、「農業基盤整備債」及び「体育施設整備債」をそれぞれ増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、令和5年度各会計予算について申し上げます。

令和5年度予算につきましては、ポストコロナに向けた動きとして、働き方や住まい方、生き方の全体を含めた「包括的な分散型社会への移行」を始め、「若い世代のローカル志向、地元志向、田園回帰」などの新たな時代の変化が加速する中、「生命」を基本テーマとして、「美唄に暮らす喜びと誇り」という本当の豊かさを創り上げるため、「第7期美唄市総合計画」に掲げる都市像「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向けて、「勇気をもって挑戦する年」として位置

付け、5つの挑戦に沿って各施策を推進していくため、必要な予算を計上したところであります。

この結果、全会計の予算の総額は、376億2,394万2,000円となりました。以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第7号令和5年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を202億5,732万1,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務、常任委員会都市行政調査事業などを、総務費には、コミュニティ放送局開設支援事業、通院バス運行調査事業などを、民生費には、地域つながりサポート事業、安全安心保育推進事業などを、衛生費には、子ども医療費助成事業、合同墓整備事業などを、労働費には、地元就職等応援事業、日本語学校調査事業などを、農林費には、美唄スマート農業推進事業、農道整備費負担事業などを、商工費には、情報化人材育成事業、特産品情報発信促進事業などを、土木費には、道路新設改良事業、昭和通等周辺環境整備事業などを、消防費には、消防施設整備事業、消防通信指令施設整備事業などを、教育費には、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備事業、体育センター整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第5条までは、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第8号令和5年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5,708万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、5,315万5,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、1,118万6,000円を計上しました。

第2条から第3条までは、地方債、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第9号令和5年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を29億9,139万円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、21億5,289万1,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に、22億2,304万4,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第10号令和5年度美唄市介護保

険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、29億2,929万3,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、26億6,035万3,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に、7億4,484万9,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第11号令和5年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億4,987万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に、2億1,125万5,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に、1億9,629万4,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第12号令和5年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、8億5,444万8,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、8億3,225万2,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に、2億7,823万3,000円を計上しました。

次に、議案第13号令和5年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数、一日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第10条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額、重要な資産の取得及び処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第14号令和5年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第15号令和5年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借

入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第16号令和5年度美唄市下水道事業会計予算であります。

第2条は、年間総処理水量、一日平均処理水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第10条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、特例的収入及び支出、債務負担行為、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、利益剰余金の処分について、それぞれ定めようとするものであります。よろしくご審議お願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第6号ないし議案第16号の以上11件については、大綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第6号ないし議案第16号の以上11件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号ないし議案第16号の以上11件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、

審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

森明人議員、伊藤真久議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
本郷幸治議員、山崎一広議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員、紫藤政則議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
小関勝教議員

の13人の議員を指名いたします。

●議長金子義彦君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前12時12分 散会

